特許庁が、昭和四十七年十二月七日、同庁昭和四一年審判第九、二八一号事件及び 同庁同年審判第九、二八二号事件(併合)についてした審決は、取り消す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求め、被告訴訟代理人は、「原告の請求 は、棄却する。訴訟費用は、原告の負担とする。」との判決を求めた。 請求の原因

原告は、本訴請求の原因として、次のとおり述べた。

一 特許庁における手続の経緯 原告は、昭和四十二年一月四日、被告を被請求人として、被告が商標権者である 別紙記載のとおりの登録第六三四、一七三号商標及び登録第六二六、一二〇号商標 (以下「本件登録商標」という。)について、登録無効の審判を請求し、昭和四・ 年審判第九、二八一号事件及び同年審判第九、二八二号事件(併合)として審理さ れたが、昭和四十七年十二月七日、「本件審判の請求は、成り立たない。」旨の審 決があり、その謄本は、昭和四十八年四月十九日、原告に送達された。 本件審決理由の要点

本件登録商標中、登録六三四、一七三号商標は、「MERRYWOOD」の文字を一連に横書してなり、商標法施行令第一条別表第十三類手動利器を指定商品と の知言十七年十月二十三日商標登録出願、昭和三十九年一月十六日登録がされ し、昭和三十七年十月二十三日商標登録出願、昭和三十九年一月十六日登録がされたもの及び登録第六二六、一二〇号商標は、「MERRYWOOD」の文字を一連 に横書してなり、商標法施行令第一条別表第十九類フオーク、スプーンを指定商品とし、昭和三十七年十月二十三日商標登録出願、昭和三十八年十月八日登録がされ たものであり、また、請求人(原告)が引用する(一)登録第四九五、五六四号商標は、「WOOD」の文字を横書してり、旧商標法(大正十年法律第九十九号をいう。以下同じ。)第五条、同法施行規則(大正十年農商務省令第三十六号をいう。以下同じ。)第十五条第八類利器及び尖刃器を指定商品とし、昭和三十一年一月二十八日商標登録出願、昭和三十二年二月二日登録がされたもの、(二)登録五九十八日商標登録出願、昭和三十二年二月二日登録がされたもの、(二)登録五九十八日商標登録出願、昭和三十四日章標は「NACODE A RESTATE A RESTA 八、三九四号商標は、「WOOD」の文字を横書してなり、商標法施行令第一条別 表第十三類手動利器及び金具(他の類に属するものを除く。)を指定商品とし、前 記(一)の登録商標と連合の商標として昭和三十五年七月十五日商標登録出願、昭 和三十七年十月二月登録がされたもの、(三)登録第四七五、九九七号商標は、「LUCKY WOOD」及び「ラツキーウッド」の文字を上下二段に横書してなり、旧商標法第五条、同法施行規則第十五条第八類利器及び尖刃器を指定商品と 登録第四五六、〇九四号商標と連合の商標として昭和三十年二月二十八日商標 登録出願、昭和三十一年一月二十八日登録がされたもの、(四)登録第四九七、九 (LUCKY WOOD」の文字を横書してなり、旧商標法第五 条、同法施行規則第十五条第十九類農工器具を指定商品とし、昭和三十一年三月十 五日商標登録出願、昭和三十二年三月十一日登録がされたもの、(五)登録第五六 二、四九九号商標は、左方部には円輪郭内に帯状円輪部を残して中央部を円形黒色 地とし、その中に森林記号三個を白抜に表し、その外部円輪郭と中央円形黒色部と の間の帯状円輪部に「LUCKY WOOD BRAND」の文字(上半部弧状 に)及び「TABLE-WARES」の文字(下半部弧状に)を円輪状に収めた図 形を配し、それに接してその右方には棒線を介して「LUCKY」及び「WOO D」の文字を上下二段に横書してなり、旧商標法第五条、同法施行規則第十五条第 のメチをエトー段に傾着してなり、旧筒標本第4本、門本に同様別第14本系 八類利器及び尖刃器を指定商品とし、登録第四四一、六四六号商標ほか二件の登録 商標と連合の商標として、昭和三十四年十月十三日商標登録出願、昭和三十五年十 二月十五日登録がされたもの、(六)登録第六二四、二九九号商標は、前記(五) の商標と同様の構成をもつてなり、商標法施行令第一条別表第十三類手動利器、手 動工具及び金具(他の類に属するものを除く。)を指定商品とし、登録第四四五、 五三三号商標ほか六件の登録商標と連合の商標として昭和三十五年七月五日商標登 録出願、昭和三十八年九月十日登録がされたもの、(七)登録第六二四、三〇〇号 商標は、円輪郭の内側に帯状円輪部を残して中央部を円形黒色地とし、それに三個 の森林記号を白抜に表し、その外側線輪郭との間の帯状円輪郭には上半部に「LU

CKY WOOD BRAND」の文字を、下半部には「TABLE-WARES」の文字を円輪状に収めてなり、商標法施行令第一条別表第十三類手動利器、手 動工具及び金具(他の類に属するものを除く。)を指定商品とし、登録第四四五 五三三号商標ほか七件の登録商標と連合の商標として昭和三十五年七月十五日商標 登録出願、昭和三十八年九月十日登録がされたもの、(八)登録第六九七、三八二 矩形輪郭内上部に、更に上下二段部に分けた矩形枠を設け、その上段枠 内にはデザートナイフの図形を収め、その右方上部に「18-8STAINLESS」の文字を附記し、その下段枠内には右方に棒線を介して「DESSERT」及び「KNIFE」の文字を上下二段に横書し、これに接して右方に小形黒地の円内に「6」の文字を白抜に表し、これらの下部左方外側輪郭内には、前記(五)の商 標と同様の記号的図形及び文字を配してなり、商標法施行令第一条別表第十三類ス テンレス製洋食ナイフを指定商品とし、登録第四五六、〇九四号商標ほか六件の登 録商標と連合の商標として昭和三十八年十月九日商標登録出願、昭和四十一年二月 二日登録がされたもの、(九)登録第六九七、三八三号商標は、前記(八)の商標 中洋食ナイフの図形の右方上部に記された文字に代わつて「18CR-STAIN LESS」と記されているほか、他の文字図形において全く同様の構成をもつてなり、商標法施行令第一条別表第十三類ステンレス製洋食ナイフを指定商品とし、登 録第四五六、〇九四号商標ほか六件の登録商標と連合の商標として昭和三十八年十 月九日商標登録出願、昭和四十一年二月二日登録がされたもの、(十)登録第四四 〇、七九九号商標は、「ウツド」及び「WOOD」の文字を上下二段に横書してな 旧商標法第五条、同法施行規則第十五条第七類他類に属しない金属製品を指定 商品とし、昭和二十八年五月十一日商標登録出願、昭和二十九年二月二十四日登録がされたもの、(十一)登録第六一〇、八七四号商標は、「WOOD」の文字を横 書してなり、商標法施行令第一条別表第十九類なべ類、湯沸かし類、国旗、うちわ、せんす、ちようちん、あんどん、石油ランプ、灯芯、ほや、ろうそく立て、湯たんぽ、あんか、かいろ、かいろ灰、火ばし、五徳、十能、火消しつぼ、はえ取り紙、はえたたき、ねずみ取り器、植木ばち、金魚ばち、洋服ブラシ、紙製手ふき及び間見になります。 び脱臭器を指定商品とし、前記(十)の登録商標と連合の商標として昭和三十五年 七月五日商標登録出願、昭和三十八年五月七日登録がされたもの、(十二)登録第 四四五、五三三号商標は、筆記体風の「Lucky&Wood」及び「ラッキーエンドウッド」の文字を上下二段に横書してなり、旧商標法第五条、同法施行規則第 十五条第七類他類に属しない金属製品を指定商品として昭和二十八年六月三十日商 標登録出願、昭和二十九年五月二十八日登録がされたもの、(十三)登録第四七 五、九九六号商標は、「LUCKY WOOD」及び「ラツキーウツド」の文字を 上下二段に横書してなり、旧商標法第五条、同法施行規則第十五条第七類他類に属しない金属製品を指定商品とし、前記(十二)の登録商標と連合の商標として昭和三十年二月二十八日商標登録出願、昭和三十一年一月二十八日登録がされたもの、(十四)登録第五六二、四九八号商標は、前記(五)の商標と同様の構成をもつてなり、旧商標法第五条、同法施行規則第十五条第七類他類に属しない金属製品を指 定商品とし、登録第四四二、四一五号商標ほか二件の登録商標と連合の商標として 昭和三十四年十月十三日商標登録出願、昭和三十五年十二月十五日登録がされたも の、(十五)登録第六一六、〇八六号商標は、前記(七)の商標と同一の構成をもつてなり、商標法施行令第一条別表第十九類なべ類、湯沸かし類、加熱器、流し 台、調理台、食器類、パン入れ、つぼ、たる、菓子かん、茶かん、調理用具、その他の台所用品、清掃または洗たく用具、標札、ネームプレート、湯たんぽ、あんか、かいろ灰、火ばし、五徳、十能、火消しつぼ、植木ばち、金魚ばち、はしご、 きやたつ、郵便受け、買物かご、帽子掛けかぎ、貯金箱、小鳥かご、便器、裁縫用 具及び浴そう類を指定商品とし、登録第四五六、一九八号商標ほか六件の登録商標 と連合の商標として昭和三十五年七月九日商標登録出願、昭和三十八年六月五日登 録がされたもの、(十六)登録第七二四、九九五号商標は、前記(八)の商標中、 洋食用ナイフの図形に代わつて洋食用スプーンの図形を収め、「KNIFE」の文字に代わつて「SPOON」の文字を記したほか、それと同様の構成をもつてなり、商標法施行令第一条別表第十九類ステンレス製デザートスプーンを指定商品と し、登録第四四二、四一五号商標ほか七件の登録商標と連合の商標として昭和三十 八年十月九日商標登録出願、昭和四十一年十一月十六日登録がされたもの、(十 七)登録第七二四、九九六号商標は、前記(十六)の商標中、洋食用スプーンの図 形に代わつて洋食用フオークの図形を収め、「SPOON」の文字に代わつて「F ORK」の文字を記したほか、それと同様の構成をもつてなり、商標法施行令第一

条別表第十九類ステンレス製デザートフオークを指定商品とし、登録第四四二、四一五号商標ほか七件の登録商標と連合の商標として昭和三十八年十月九日商標登録出願、昭和四十一年十一月十六日登録がされたもの、(十八)登録第七二四、九九七号商標は、前記(十七)の商標中、洋食用フオークに代わつてフルーツ用フオークの図形を収め、「DESSERT」の文字に代わつて「FRUIT」の文字を記したほか、それと同様の構成をもつてなり、商標法施行令第一条別表第十九類ステンレス製フルーツフオークを指定商品とし、登録第四四二、四一五号商標ほか七件の登録商標と連合の商標として昭和三十八年十月九日商標登録出願、昭和四十一年十一月十六日登録がされたものである。

請求人(原告)は、登録無効の審決を求める理由として、「本件登録商標の「M ERRYWOOD」における「MERRY」も「WOOD」も、前者が、楽しいと いう意味の形容詞であり、後者が、木、木材、森及び林という観念の名詞であつ て、ともに人口にかいしやされている言葉であるから、本件登録商標は、「MER RY」と「WOOD」とに分析することもできる商標である。したがつて、本件登録商標と請求人(原告)の有する前記(一)から(十八)の商標の「LUCKYW OOD」又は「WOOD」に酷似しているといわなければならない。特に、これら 請求人(原告)の商標は、洋食器(ナイフ、スプーン及びフオーク)の業界におい 「LUCKY WOOD」の名で本国は勿論諸外国においても広く知られてい るものであるが、この請求人 (原告) の商標の「LUCKY WOOD」と本件登 録商標の「MERRYWOOD」とは、前者の「LUCKY」が幸運なという意味 であるに対し、後者の「MERRY」が楽しいとか愉快なという意味であり、とも に、明るく、楽しい、幸せな感じを表す言葉として共通性をもつているから、このような、明るく、楽しい幸せな感じを代表するような「LUCKY」と「MERRY」という、外国人の間で特に好んで使われる二つの形容詞を考えるとき、そしている。 これらの両語がいずれも「WOOD」という同一の名詞と結合しているもので あることを考えるとき、「LUCKY WOOD」と「MERRYWOOD」と は、外観、称呼及び観念のいずれからみても、酷似のものである。このことは、 日本洋食器株式会社が、MERRY/WOODなる商標を被請求人(被告)の許諾 を得たと称して飲食用に使用していることに徴しても、明らかである。ところで、「MERRYWOOD」なる登録商標を、被請求人(被告)がもつていることが判明したのは、この商標を表示した飲食用ナイフ、スプーン及びフォークがオースト ラリア市に大量に出廻つていること、そのデザインも請求人(原告)の専有するそ れに酷似している旨バイヤーからの書翰によるものであり、この事実に徴しても、 本件登録商標は、請求人(原告)の有する「LUCKY WOOD」を十分意識し て、不正な競争を行おうとする意図にでたものであることが明らかである。したが 、本件登録商標は、商標法第四条第一項第十一号に該当し、同法第四十六条に

よりその登録を無効とすべきものである。」旨主張した。 これに対し、被請求人(被告)は、 「請求人(原告)は、一見明瞭な一連不可分の構成になる本件登録商標の「MER RYWOOD」を、無理に「MERRY」と「WOOD」とに分析して議論を展開 しているが、これは本件登録商標を請求人(原告)の専有する引用登録商標に接近 させようとして不自然な類否判断をしているものである。このこと(両者が類似し ないこと)は、前記(一)の商標と(二)の商標(又は前記(十)の商標と(十一)の商標)の「WOOD」は、互いに連合する商標であるが、前記(三)の商標(又は前記(四)の商標)の「LUCKY WOOD」とは連合していないと同時(スは前記(四)の商標(スは前記(四)の商標(スカル)に関いて、 に、前記(三)の商標(又は前記(四)の商標)に関しての連合は、登録第四五 六、〇九四号商標、前記(六)から(九)及び前記(十六)から(十八)の商標 (又は前記(六)及び(七)の商標)となつていることからみても明白である。ま た、登録第二三〇、一七一号商標(又は登録第五〇〇、八四八号商標)の「LUC KY」に対し、登録第二五二、五四五号商標(又は登録第六〇九、六四八号商標)の「MERRY」が単独の登録例として現存すること及び「LUCKY」の既登録商標に対し、「LUCKY WOOD」の商標が単独の商標として登録されている ことは、「LUCKY WOOD」の商標を一連の造語的商標とみるを妥当とする 本件登録商標の「MERRYWOOD」も当然一連にした造語的商標と みるのが妥当である。したがつて、本件登録商標の「MERRYWOOD」と引用 登録商標の「LUCKY WOOD」とは、外観上全く相違するとともに、称呼及 び観念上も非類似のものであることは極めて明白である。被請求人(被告)が出荷 販売するオーストラリア市の有限会社ニューフイツロイ貿易社は、本件登録商標と

同一構成よりなる「MERRYWOOD」の商標権を濠州連邦において専有するものであり、本件登録商標が同国において請求人(原告)の商品と誤認、混同を生ずるいわれはないから、被請求人(被告)が不正競争の目的をもつて本件登録商標を使用しているとの請求人(原告)の主張は、言語道断である。」旨答えた。

したがつて、本件登録商標は、商標法第四条第一項第十一号に該当するものと し、その登録を無効とすべき限りでない。

三 本件審決を取り消すべき事由

本件登録商標及び引用商標のそれぞれの構成及び指定商品並びに登録出願及び登録の各年月日が、いずれも本件審決認定のとおりであることは認めるが、本件審決は、原告が主張した本件登録商標の登録を無効とする事由についての判断を誤つた結果、右登録は無効とすべきものではないとした点において、判断を誤つた違法があり、取り消されるべきものである。すなわち、

(一)本件登録商標を構成する文字のうち、「MERRY」は、英語で「楽しい」という意味の形容詞であり、「WOOD」は、英語で、「森、木材」という観念の名詞であり、日本においても、ともに人口にかいしやされている言葉であるから、本件登録商標は、「MERRY」と「WOOD」とに分析することができ、「ウツド」の称呼、「森、木材」の観念も生ずるところ、引用商標からも同様の称呼、観念を生ずるから、両商標は類似する。

(二)本件登録商標の一部を構成する「MERRY」は、英語で、「楽しい、陽気な、愉快な、おもしろい、快活な、浮かれる」という意味であり、引用商標の一部を構成する「LUCKY」は、英語で、「幸運な、えんぎのよい、めでたい」という意味で、いずれも、明るく、良い意味の言葉であり、外国人が好んで使い、日本においても人口にかいしやされており、このようにかなり共通性をもつた言葉が、いずれも「WOOD」という共通の言葉に結合していることからみて、両商標は称呼、観念上類似するものというべきである。

呼、観念上類似するものというべきである。 (三)本件登録商標と引用商標とは、英文字を対比すれば、それぞれ前後二つに分かれる文字の前半が、前者は「MERRY」であるに対し、後者は「LUCKY」である点で違いはあるが、(1)本件登録商標は、その指定商品であるスプーン、フオーク及びナイフにおいて、これらの柄の裏面や刀面というごく狭い場所に、小さく、浅く刻印されていること、(2)両商標の前後二つに分かれる文字の後半の「WOOD」を共通にしていること、及び(3)「MERRY」も「LUCKY」もアルフアベツト五文字からなり、最後がいずれも「Y」であること等からみて、 両商標は外観上類似するというべきである。

第三 被告の答弁

被告訴訟代理人は、請求の原因に対する答弁として、次のとおり述べた。原告の主張事実中、特許庁における手続の経緯及び本件審決理由の要点並び登録に登録出願及び引用商標のそれぞれの構成及び指定商品並び登録出願及び登録を月日がいずれも原告主張のとおりであることは認めるが、その余は争う。本一見の認定、判断は正当であり、原告主張の違法の点はない。原告の主張の事は、一連と「WOOD」に理に分析することを前提とするもので、不自然な類否判断である。本件登録高標とは構成音全体の語感が異なるナイリ連とした造語的商標であり、引用商標とは構成音全体の語感があるナイフに受いて表した。「MERRYWOOD」の類である「M・W」を楕円形の円線内に配置して刻印しており、この頭文字である「M・W」を楕円形の円線内に配置して刻印しており、引用商標とは、第一次でマークとして、樹木三本を円形の円線内に配置して刻印しており、指定商品についての相違は明瞭である。

理 由

(争いのない事実)

一 本件に関する特許庁における手続の経緯、本件審決理由の要点、本件登録商標及び引用商標のそれぞれの構成、指定商品並びに登録出願及び登録の年月日がいずれも原告主張のとおりであることは、本件当事者間に争いがない。

(本件審決を取り消すべき事由の有無について)

二 本件審決は、本件登録商標は、結合一体のものとして「メリーウツド」と称呼、観念(楽しい森)される、という前提に立つて、引用商標は、「ラツキーウツド」又は「ウツド」の称呼観念(幸福の森又は森)を生ずるから、両者相紛れるおそれのない非類似の商標であると判断したが、この判断は誤りであること、以下に説示するとおりである。すなわち、

本件審決は、引用商標からは、その構成の態様上、「ラッキーウッド」(幸福の森)又は「ウッド」(森)の称呼、観念を生ずるとしながら、本件登録商標は、 「MERRY」と「WOOD」を結合一体のものとして、「メリーウツド」と称 呼、観念されるものというを自然とするとするが、なぜそれが自然とするかの理由 は全く明確でない。(あるいは、引用商標において、「LUCKY」と「WOOD」との間に一字分程度の間隔があることを捕えて、右のような判断に及んだものかとも推測されるが、称呼、観念に関する限り、一字分程度の間隔があるかないか を問題にするのは混乱といわざるをえない。けだし、「LUCKY」も「WOO D」も比較的短い英文字であり、しかも、前者が形容詞であることもあつて、一般 にはこれに接した場合、一字分程度の間隔の有無にかかわらず、一連に、あるいは 各別に、称呼し、又は観念するを通例とすると認められるからである。) - 叙上のとおり、本件登録商標からは、「メリーウツド」と称呼、観念(楽しい

森)されるものであり、「ウツド」の称呼、観念を生ずるものではないとした本件 審決の認定ないし判断は誤りであり、引用商標が「ラツキーウツド」の称呼、観念 (幸福の森)のほか「ウツド」の称呼、観念(森)を生ずるものであることは被告 も認めて争わないところであるから、本件登録商標と引用商標とは、いずれも前記 「ウツド」の称呼、観念を生ずる点において、互いに類似するものというべく、し たがつて、両者が称呼及び観念においても類似しないとした本件審決は、その判断 を誤つたものというほかはない。

(むすび)

三 以上説示したとおりであるから、その主張の点に違法があることを理由に本件審決の取消を求める原告の本訴請求は、理由があるものということができる。よつ て、これを認容することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法第七条及び 民事訴訟法第八十九条を適用し、主文のとおり判決する。 (裁判官 三宅正雄 中川哲男 秋吉稔弘)

<11853-001>